復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十二号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十三条の二第一項及び第二項、第十八条第七項、第九項、第十項及び第十五項並びに第三十三条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項から第三項までの規定中「第四項」を「第五項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「第五項」とあるのは「以下この条」と、「除く。）」とあるのは「除く。）及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）」と、第二項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

第二条の二に次の一項を加える。

７　租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第百六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）」とする。

第六条第三項中「第一項及び第二項」を「第三項及び第四項」に、「第二百六十六条の二第四項第一号」を「第二百六十六条の二第六項第一号」に改め、同条第四項中「第二百六十六条の二第四項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第五項中「第一項及び第三項から第七項まで」を「第三項及び第六項から第十項まで」に、「第二百六十六条の三第四項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十三項第一号」に、「同条第十一項」を「同条第十四項」に改め、同条第六項中「第二百六十六条の二第二項」を「第二百六十六条の二第四項」に、「第二百六十六条の三第七項」を「第二百六十六条の三第十項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第十項」を「同条第十三項」に改める。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中

第二十六条の十七第八項	所得税の額
第二十六条の二十八の三の二第四項第三号及び第四号	調整所得税額を控除した金額

を

所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額	

に改め、同条第三項第二号中「第六十六条第五項」を「第六十六条第六項」に改める。

第二十六条の十七第八項	所得税の額

を

所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額	
調整所得税額を控除した残額に百分の二・一を乗じて計算した金額と当該残額との合計額	

に改める。

附　則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の改正規定　令和五年四月一日

二　第十三条第三項第二号の改正規定　令和六年一月一日

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。